

尾張旭市スポーツ施設指定管理者募集要項

令和8年7月

尾張旭市

「指定管理者制度」は、公の施設の管理業務を市が指定する民間事業者等に代行していただく制度で、民間の能力を活用して住民サービスの向上と経費の縮減を図るものです。
本市では、尾張旭市スポーツ施設の令和9年4月からの管理運営について指定管理者となっ
ていただける創意工夫のある民間事業者等を募集します。

1 募集の概要

指定管理者を公募する施設等の概要は次のとおりです。

(1) 施設名称

尾張旭市スポーツ施設

ア 尾張旭市総合体育館

イ 尾張旭市城山テニスコート・弓道場・城山野球場

ウ 尾張旭市旭ヶ丘運動広場・旭ヶ丘テニスコート・旭ヶ丘デイキャンプ場

エ 尾張旭市晴丘テニスコート・晴丘運動広場

オ 尾張旭市南グラウンド

カ 尾張旭市民プール

(2) 所在地

別添「尾張旭市スポーツ施設の概要」による。

(3) 業務内容

別添「尾張旭市スポーツ施設指定管理業務仕様書」及び「尾張旭市スポーツ施設の管理運営に関する基本協定書（案）」参照

(4) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5か年）

(5) 管理経費

465,300,000円（5年分の上限額）

※ 上記の金額内で、指定期間（5年間）を通じ現行消費税率（10%）にて積算した金額をご提案ください。なお、消費税率等に変更が生じた場合は、ご提案いただいた額をもとに、別途、市と選定業者との協議により決定します。

※ 上記金額は減免の市負担分も含む金額です。減免分については、年度末に精算します。

※ 管理経費の算出根拠は、別添「管理経費算定書」のとおり。

2 応募の資格

(1) 応募資格

法人又はその他の団体（以下「団体」という。）で、尾張旭市スポーツ施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者。（個人での応募は不可。）

また、複数の団体により構成されるグループによる応募（以下「グループ応募」という。）もできます。その場合には、代表団体を定めてください。（他の団体は構成団体とします。）また、グループ応募の構成団体は、他のグループ応募の構成団体となること又は単独で申請を行うことはできません。

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合

イ 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中の場合

ウ 本市又は他の地方公共団体から、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受け、

その取り消しの日から2年を経過していない場合

- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更生手続又は再生手続中の場合
- オ 最近3年間の法人税(法人以外の団体の場合は、代表者の所得税)、消費税及び地方消費税並びに市町村民税を滞納している場合
- カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体等の場合
- キ 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当する場合
 - ※ 上記合意書に基づき、応募者全員(グループ応募の場合は構成団体を含む。)の役員名簿を愛知県守山警察署へ提出し、排除対象法人等に該当するか否かを照会します。
- ク 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触する場合

3 応募の方法

応募しようとする団体は、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書(様式1)
- イ 尾張旭市スポーツ施設の管理運営に関する事業計画書(様式2)
- ウ 尾張旭市スポーツ施設の管理運営に関する業務の収支計画書(様式3-1、3-2)
- エ 尾張旭市スポーツ施設指定管理者グループ応募構成表(様式4) ※グループ応募の場合のみ
- オ 団体に関する書類
 - ※ グループ応募の場合は、各構成団体も以下の書類を提出してください。
 - (ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (イ) 役員名簿(氏名(フリガナ)、生年月日、性別が記載されたもの)
 - (ウ) 法人にあつては、
 - a 当該法人の登記事項証明書(現在事項証明書)
 - b 過去3か年の法人税、消費税、地方消費税及び法人市町村民税の納税証明書
 - 《税務署で発行》
 - 納税証明書(その1)……法人税に係るもの
 - 納税証明書(その3の3)……法人税、消費税及び地方消費税に係るもの
 - 《市町村で発行》
 - 納税証明書……法人市町村民税に係るもの
 - c 過去3か年の貸借対照表及び損益計算書
 - d 過去3か年の人員表
 - e 会社概要や法人の活動を記したパンフレットがある場合は、添付してください。
- (エ) その他の団体にあつては、
 - a 過去3か年の収支決算書
 - b 代表者の過去3か年の申告所得税、消費税、地方消費税及び市町村民税の納税証明書
 - 《税務署で発行》
 - 納税証明書(その1)……申告所得税に係るもの
 - 納税証明書(その3の2)……申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの

《市町村で発行》

納税証明書・・・市町村民税に係るもの

- c 代表者の身元証明書及び履歴書
- d 過去3か年の人員表
- (オ) 誓約書(様式5)
- (2) 提出部数
原本1部(クリップ止め、A4判)
コピー8部(書類は、A4判 両面印刷 左とじ)
※事業計画書(様式2)及び収支計画書(様式3-1、3-2)は、電子データを併せて提出してください。(メール kenspo@city.owariasahi.lg.jp)
- (3) 提出期間
令和8年8月5日(水)から令和8年8月19日(水)まで必着(郵送可)
受付時間は午前9時から午後5時までです。(土・日・祝日は除く。)
- (4) 提出先
尾張旭市市長公室健康都市・スポーツ課
(〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1)
- (5) 留意事項
受理後の書類の訂正、再提出等は原則として認められません。

4 選定の方法

- (1) 審査方式
応募書類及び面接審査(プレゼンテーション)により選考します。なお、応募者多数の場合は書類審査のみで1次審査を行い、上位3者程度を対象にプレゼンテーションによる2次審査を行います。
- (2) 選定会議による審査
指定管理者選定に関する審査基準表(6頁)に基づき、本市職員及び外部アドバイザーによる指定管理者選定会議で総合評価により審査します。
- (3) 候補者の選定
審査により順位付けし、(4)による選定結果の通知の後、最も上位の応募者から優先して指定管理者候補者の選定に関する交渉を行います。
- (4) 選定結果の通知等
選定結果は、選定後、応募者全員に対して速やかに文書でお知らせします。また、文書発送後、応募者名、会議の概要及び審査結果等を、本市のホームページに掲載し、公表を行います。
- (5) 協議・協定の締結
選定された候補者と事前に協定内容を協議し、市議会で指定の議決を経たうえで協定を締結します。

5 説明会の開催

次のとおり施設に関する説明会及び施設見学会(総合体育館等)を開催します。参加を希望される場合には、令和8年7月13日(月)から令和8年7月17日(金)までに尾張旭市スポーツ施設指定管理者募集に関する説明会申込書(様式6)によりお申し込みください。(電子メール可。)

- (1) 日時
令和8年7月23日(木)午前10時から
- (2) 場所
尾張旭市役所 講堂1(尾張旭市東大道町原田2600番地1)

- (3) 会場の都合等により、出席者は1団体につき2名以内でお願いします。

6 質疑回答

応募にあたっての質疑は次のとおりとします。

- (1) 質問の受付
質問事項を尾張旭市スポーツ施設指定管理者募集に関する質問書（様式7）に記入し、市長公室健康都市・スポーツ課に令和8年7月23日（木）から令和8年7月29日（水）までに提出してください。（電子メール可。）
- (2) 質問の回答
質問に対する回答は、市HPに回答を掲載します。

7 スケジュール

指定管理者の指定に関するスケジュールは、概ね次のとおりです。

項目	日程
公募の公表	7月1日（水）広報・ホームページ掲載
募集要項等の配布期間	7月1日（水）～7月17日（金） 午前9時～午後5時 ※土・日曜日は配布しません。
説明会参加申込	7月13日（月）～7月17日（金）
説明会	7月23日（木）午前10時～11時 尾張旭市役所 講堂1
質疑受付期間	7月23日（木）～29日（水） 午前9時～午後5時 ※土・日曜日は受付しません。
質疑の回答	8月5日（水）予定
応募書類の受付期間	8月5日（水）～8月19日（水） 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は受付しません。
審査（プレゼンテーション）	9月下旬
候補者の選定	10月中旬
指定に係る議案の提出	11月下旬
協定の締結・業務開始の準備	令和9年1月中旬

8 留意事項

- (1) 追加資料の提出
市が必要と認めたときは、追加の資料を求めることがあります。
- (2) 応募に係る費用
応募書類等の提出、プレゼンテーションの実施その他応募に要する費用については、全て応募者の負担とします。
- (3) 応募書類の取扱い
提出された応募書類は、指定管理者の選定に使用し、その他の目的には使用しません。また、提出された応募書類は返却しませんが、本市において適切に管理します。
ただし、応募書類は、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き公開の対象となります。

(4) 応募の辞退

やむを得ず応募を辞退する場合は、尾張旭市スポーツ施設指定管理者指定申請辞退届(様式8)を提出してください。

(5) 失格

応募内容に偽りが判明したときは、その団体を失格とする場合があります。

(6) 公租公課

指定管理者となられた場合の法人市民税等各種税の取扱いは、総務部税務課などにお問い合わせください。

(7) 尾張旭市スポーツ施設指定管理業務仕様書及び尾張旭市スポーツ施設の管理運営に関する基本協定書(案)

業務内容等の詳細については、別添仕様書、指定管理者モニタリングの手引き及び尾張旭市スポーツ施設の管理運営に関する基本協定書(案)を参照してください。

【募集に関する問い合わせ先】

尾張旭市市長公室健康都市・スポーツ課スポーツ振興係

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話 0561-76-8183 (直通)

メール kenspo@city.owariasahi.lg.jp

【尾張旭市スポーツ施設指定管理者選定における審査基準表】

審査基準		審査の視点	配点	評点				
(1) 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上 (尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1号)	① 利用者の平等利用の確保	施設運営のための運営方針は、本市施設の使命や設置目的に適合しているか。	20	5	4	3	2	1
		社会的弱者への配慮等、利用者の平等利用について、考慮しているか。		5	4	3	2	1
	② サービス向上	利用者等の要望、意見等を把握し、迅速に反映させるとともに、トラブルの未然防止と発生時の対処が十分に行われる方法がとられているか。		5	4	3	2	1
		共同利用型施設予約システムでのオンライン決済の導入、窓口でのキャッシュレス化など、利用者の利便性向上に向けた具体的な取組が提案されているか。		5	4	3	2	1
(2) 公の施設の効用の最大発揮及び管理経費の縮減 (尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第2号)	① 施設の効用の発揮	利用拡大を図るための方策が適切にとられているか。	35	5	4	3	2	1
		地域、関係機関、ボランティア等との連携（交流、協力）が、積極的に図られているか。		5	4	3	2	1
		施設や設備の維持管理は、効率的に計画されているか。		5	4	3	2	1
		防災や事故等、緊急時の対応に関する取組みは的確で、事故防止にも取り組んでいるか。		5	4	3	2	1
	② 管理経費の縮減	上限提示額に対する提案額の割合		5	4	3	2	1
		提案額の中に民間のコスト削減のための創意工夫が組み込まれているか。		5	4	3	2	1
利益の一部を市に還元させるような提案はあるか。また、その内容はどうか。		5	4	3	2	1		
(3) 管理を安定して行う物的及び人的能力 (尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第3号)	① 物的能力	団体の経営が安定しており、施設管理を継続安定的に行うことができるか。	25	5	4	3	2	1
		過大な収入（利用者数増など）を見込む、必要な支出を計上しないなど、不適切な収支計画となっていないか。		5	4	3	2	1
		個人情報保護及び情報公開への取組みは適切か。		5	4	3	2	1
	② 人的能力	適切な人員や有資格者を配置しているか。		5	4	3	2	1
		職員への指導育成、研修体制は十分か。		5	4	3	2	1
(4) その他の要件 (尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第4号)	① 自主事業	自主事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、かつ、利用者にとって魅力的なものか。	20	5	4	3	2	1
	② 健康都市の推進	スポーツを通じて、健康都市の発展に活かす方策。また、利用者等へ健康増進に関する最新の情報発信の方策を有しているか。		5	4	3	2	1
	③ その他提案	新たなサービス展開に向けた提案や地域雇用、地元企業活用など地域活性化につながる提案等があるか。		5	4	3	2	1
	④ 運営実績	他団体や類似施設における運営実績はあるか。（当該施設の実績を含む。）		5	4	3	2	1
合 計			100					